

平成26年(行ウ)第521号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

原告準備書面(11)

2016年11月 1日

東京地方裁判所民事第38部B1係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 古 本 晴 英

同 弁護士 柳 原 敏 夫

同 弁護士 神 山 美 智 子

同 弁護士 船 江 理 佳

「稲の耐病性評価を行うにあたり、平八重氏と園田氏は川田氏に実験材料を渡し、実験方法・評価方法等を指導・伝授しただけ」か否かの論点(以下、本論点という)をめぐり被告より提出された準備書面(8)及び乙11~14に対する原告の反論は以下の通りである。

目 次

第1、甲48の「実験従事者」に関する争点.....	2
1、遺伝子組換えの実験の安全性を確保するための措置について実験指針と法制化.....	2
2、放射線の実験の安全性を確保するための措置と「放射線業務従事者」.....	3

3、遺伝子組換えの実験の安全性を確保するための措置と「実験従事者」	4
4、小括	4
第2、その他の争点について	5
1、原告準備書面(9)の反論	5
2、原告準備書面(10)の反論	6
第3、結語	7

第1、甲48の「実験従事者」に関する争点

1、遺伝子組換えの実験の安全性を確保するための措置について実験指針と法制化

被告は、準備書面(8)で、甲48の「実験計画書」等の文書が「組換えDNA実験指針」(乙11。以下、「実験指針」という)に基づいて作成されたものであると指摘したので、まず、実験指針の位置づけを明らかにする。

我が国では、2002年(平成14年)1月、遺伝子組換えの実験が様々な危険性を有している現実にかんがみ、実験の安全性を確保するため、文部科学省は告示として実験指針を示した。翌2003年(平成15年)の成立により、実験指針は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」2004年2月18日限りで廃止となり、実験指針の大部分が同法の省令等に引き継がれた(文部科学省の解説である甲52)。

その際注目すべきことは、この法制化に伴い、遺伝子組換えの実験の安全性確保の実効性を担保するため、文部科学大臣等による命令や違反者に最高で1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はこれの併科の罰則の措置が新たに講じられ(甲52。1頁囲みの)「実験の安全性を確保」という実験指針の目的がより徹底強化されたことである。すなわち実験指針に登場する遺伝子組換え実験の従事者らは、法的な制裁措置を念頭において「実験の安全性を確保」しつつ実験を実施することとなったのである。

2、放射線の実験の安全性を確保するための措置と「放射線業務従事者」

このような厳しい規制は自然科学の実験において他に例をみないものであるが、ただし、唯一、以前から存在する先行例がある。放射線の実験である。「放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的」(1条)として1957年(昭和32年)に制定された「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下「障害防止法」という)である。我が国の大学や研究施設等において、障害防止法に基づき、大学等における放射線の実験やその他放射線を発生する装置の取扱い及び管理を定め、放射線障害の発生防止することを目的とした規則が制定されている。

東京大学医学部放射線障害予防規程(甲53)はそのような規則の1つであり、第3条で「放射線業務従事者」を次のように定義している(他の規則も同様である)。

放射性同位元素等及び放射線装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、医学系研究科長・医学部長(以下「研究科長」という。)が業務従事者に指定した者をいう(下線は原告代理人による)。

すわなち、現実に「管理区域に立ち入る者」が「放射線業務従事者」の要件である。なぜなら、放射線障害の発生を真に防止するためには、現実に「管理区域に立ち入る者」に対して、安全性確保のための具体的な措置を実行させる必要があり、なおかつ放射能事故が発生した場合または法令に違反した場合に刑事責任も含め責任を問う範囲を明確にする必要があるからである。

従って、放射線の実験においても実験の現場である管理区域に立ち入る者が「放

射線業務従事者」である。実験の現場に立ち入らず、単に「実験材料を提供」又は「実験方法・評価方法等を指導・伝授」しただけの者は「放射線業務従事者」ではない(甲54。同旨の木暮東京大学教授の回答の報告書)。

3、遺伝子組換えの実験の安全性を確保するための措置と「実験従事者」

以上の考え方は、基本的に、遺伝子組換えの実験においても同様である。実験指針(乙11)で「実験従事者」とは《組換え実験の実施に携わる者》と定義されている通り(第1部第1章第2定義20)組換え実験の実施に「実際に携わる者」が「実験従事者」である。実験の現場に立ち入らず、単に「実験材料を提供」又は「実験方法・評価方法等を指導・伝授」しただけの者では、当該実験の安全性を確保することは不可能であるし、バイオ事故が発生した場合または法令に違反した場合にこのような間接的な実験協力者に対し、刑事責任も含め責任を問うことはできないからである。

4、小括

以上から、甲48の「実験従事者」とは組換え実験の実施に「実際に携わる者」である。従って、48の10から22までの文書の「実験従事者」の欄に記載されている平八重氏と園田氏は実際に実験を担当したものである。

なお、今般、被告は、矢頭氏の陳述書(乙12)を提出し、甲48の「実験従事者」に矢頭氏が記載されているが、矢頭氏は屋内実験について実験を担当していないと主張し、これを根拠に平八重氏と園田氏も同様であると主張するが(被告準備書面(8)の1(3))、矢頭氏の陳述書(乙12)は全く信用できない。なぜなら、原告は、前訴において、矢頭氏の証人尋問で矢頭氏は屋外の栽培実験のみならず屋内の栽培実験も担当したのではないかと質問した際、彼はこれをきっぱり否定し、次の通り、証言した。

《川田さんたちの研究室の内部でどのようにやられていたかは、私は存じておりません》(甲17・15頁下から4行目以下)

《川田さんたちの研究グループはたくさんの人数がおられました。その中でどなたがやっておられたのかということは、私は存じておりません。人の研究室の内情は知りません》(同。16頁1～3行目)

《(川田さんたちの研究グループ)の中でどのような分担で研究をされてたかというのは私は知りません・・・》(同16頁16～17行目)

この尋問当時、甲48を未入手だった原告はこれ以上の追及ができなかった。しかし、今般、甲48の文書の「実験従事者」の欄に矢頭氏が記載されているのが判明したのに対し、矢頭氏は、陳述書(乙12)の中で、

《該当実験の一部を私が管理していた施設及び機器を使用して行うということから、施設・機器の運用管理の観点から組換え生物の管理責任の一端をもつという意味で、実験従事者に名前を連ねたものであって》(乙12・5頁下から3行目以下)

と弁明するに至った。しかし、前訴の証人尋問において、彼は、《川田さんたちの研究室の内部でどのようにやられていたかは、私は存じておりません》《人の研究室の内情は知りません》とおおよそ管理者とは思えない、知らぬ存ぜぬを強調していた。のみならず、矢頭氏は、甲48で「実験責任者」まで務めている(甲48の19・21・22)。上記の《人の研究室の内情は知りません》という発言は、自ら「実験責任者」であることを否定するにひとしい。

以上の通り、このような行き当たりばったりの矢頭証言には信用性が全くない。

第2、その他の争点について

1、原告準備書面(9)の反論

従前、原告は、「稲の耐病性評価を行うにあたり、平八重氏と園田氏は川田氏に実験材料を渡し、実験方法・評価方法等を指導・伝授しただけ」で、本件病害性抵抗

評価実験は実施していないという被告主張（以下、被告弁明という）に対し、次の反論をした（原告準備書面（ 9 ） 4 ～ 5 頁）

・ 実験材料を渡され、実験方法の指導を受けたとされる川田自身、本研究プロジェクトで、ごく初期の時期を除いて、実験を一切担当していないと川田本人が前訴で証言しており（甲 1 4 川田陳述書 3 頁 3 (1) . 同 1 6 川田調書 8 頁）、被告もこれを認めていること（被告準備書面（ 4 ） 7 頁 1 ）

・ 甲 4 8 の 1 9 ・ 2 1 ・ 2 2 記載の各実験は、実験従事者として川田氏の名前はなく、平八重氏の名前はある。なぜ伝授した平八重氏だけが表記されるのか、少なくともこれらの各実験に関する限り、被告弁明が成立しないこと。

・ 被告弁明には「稲の耐病性評価を行うにあたり」という限定が付されているが、本件病害性抵抗評価実験はイネの耐病性評価にとどまらず、*in vitro*（イン・ビトロ）¹で、タンパク質ディフェンシンの様々な病原菌に対する増殖抑制効果を評価する抗菌活性の実験も含まれる。従って、被告弁明によっても、抗菌活性の実験を平八重氏・園田氏が担当したことは否定されないこと。

・ 被告は、屋内で平八重氏は実験をせず、実験方法等を指導・伝授して川田氏に任せただのに、なにゆえ、その後の屋外実験では、そのまま川田氏に任せずに自ら実験を担当することに変更になったのか、その理由を一言も説明できない。

しかし、今回の被告の弁明においても、被告はこれらの争点に何も答えていない。

2、原告準備書面（ 1 0 ）の反論

従前、原告は、被告弁明に対し、さらに次の反論をした（原告準備書面（ 1 0 ）

¹ 《*in vitro*（イン・ビトロ）とは、“試験管内で（の）”という意味で、試験管や培養器などの中でヒトや動物の組織を用いて、体内と同様の環境を人工的に作り、薬物の反応を検出する試験ことを指します。分子生物学の実験などにおいて用いられます》（研究用語辞典より）。

7～8頁)

.上記1の に対し、被告は、「本件病害性抵抗評価実験には抗菌活性の実験は含まれない」と科学用語の議論を持ち出し反論したが(人証申請に関する意見書(2)2頁(3)、被告準備書面(7)2頁(3))、ここで原告は、「病害性抵抗評価」とは何を意味するかという科学用語の意義を論じている訳ではなく、本訴において、イネとディフェンシンの両方について行われる「様々な病原菌に対してその増殖を抑制する効果があるかどうか、あるとしてどの程度あるか」を評価する実験を総称する必要があったので、この2つを総称した実験を「本件病害性抵抗評価実験」と定義したまでであること。

.病害性抵抗評価実験に関する平八重氏と園田氏の前任者について、前任者が自ら実験を担当しようが、或いは「実験方法等を指導・伝授して川田氏に任せた」としようが、そのいずれにおいても矛盾が生じること。

しかし、今回の被告の弁明においても、被告はこれらの争点に何も答えていない。

第3、結語

以上の通り、本論点をめぐる7つの争点について、被告は全く答えられないか、合理的な説明ができないままである。

してみれば、平八重氏と園田氏は、少なくとも「実験従事者」の欄に名前が記載されている甲48の10から22までの実験については実際に実験を担当したものであることが明らかであり、それゆえ、両名を証人喚問して、具体的な尋問をする中でしか真実解明の方法はないと思料する。

以上